

明石市財政健全化推進協議会設置要領

(目的)

第1条 明石市が、今後見込まれる大幅な収支不足に対応し、将来世代へ負担を先送りしない持続可能な財政構造を構築することを目的として、財政健全化に向けて、市全体の施策・事業について、市行政と市議会が協力して、対等の立場で幅広い観点から総合的に議論していくため、明石市財政健全化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 協議会の設置期間は、この要領の施行の日から平成28年3月31日までとする。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 市議会副議長
- (2) 市議会各会派から代表者1名（3名以上の会派に限る）
- (3) 副市長、教育長
- (4) 政策部長、総務部長、財務部長及び財政健全化担当部長

(座長)

第4条 協議会に座長を置き、市議会の副議長をもって充てる。

2 座長は必要があると認めるときは、委員を指名してその職務を代行させることができる。

(会議)

第5条 協議会の開催は、座長が必要に応じて招集する。

2 座長は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その者から意見を聞き、又は説明を受けることができる。

(会議の公開等)

第6条 会議は、公開とする。ただし、座長が必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、財務部財政健全化室において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則（平成25年6月28日制定）

この要領は、制定の日から施行する。

附 則（平成25年8月20日制定）

この要領は、平成25年8月20日から施行する。

附 則（平成26年5月13日制定）

この要領は、平成26年5月13日から施行する。

附 則（平成27年5月18日制定）

この要領は、平成27年5月18日から施行する。